

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	外国人材受け入れ拡大政策に関する法務省の告示改正に断固反対する。告示改正でこのような国の根幹に関わる政策を法務省が独断で行うなど絶対にあってはならない。	本改正は、留学生の就職支援としての施策であり、「日本再興戦略2016」や昨年末に関係閣僚会議で了承された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえたものです。 なお、在留資格「特定活動」の告示については、法務大臣の権限により定められるものですが、行政運営の公正さ、透明性の確保を図るために、パブリックコメント手続を実施し、広く国民の皆様からの意見を募集したところです。
2	必要とされる日本語能力レベルをN2, N3に引き下げてもらいたい。	今回の就職支援は、現行の就労資格において、これまで認められていなかった業務にも従事できるように活動内容を拡大するものです。 他方で、幅広い活動を認めることから、広い知識及び応用的能力等を修得することができる大学卒業以上を要件とするとともに、「高い日本語能力」を有することを要件とすることとしたものです。
3	外国人留学生の国内での就職率を上げるためには、本邦の大学・大学院を卒業・修了した者のみを対象とした特定活動の告示改正ではなく日本語教育機関や、本邦専修学校(専門学校)を卒業・修了した者も対象とすべき。	今回の就職支援は、現行の就労資格において、これまで認められていなかった業務にも従事できるように活動内容を拡大するものです。 他方で、幅広い活動を認めることから、広い知識及び応用的能力等を修得することができる大学卒業以上を要件としており、また、これまでいずれの在留資格においても要件とされていなかった「高い日本語能力」を有することを要件とするものです。 また、大学は学校教育法上、その設置目的を、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、また、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとされています(学校教育法第83条第1項及び第2項)。 こういった大学の性格も踏まえ、本邦の大学等を卒業した優秀な外国人材の定着を図るための施策であるため、大学(大学院)卒業生を対象にしたものです。
4	告示文のみでは行うことができる活動内容や、どういった立証が必要なのかが不明確であるため、ガイドライン等で具体例を示すなどして、明確にしてもらいたい。	具体的な活動内容等について、ガイドラインで示すことを検討しています。
5	外国人労働者の質の低下を招くため、実施に反対。 在留期間の更新回数に上限を設けなければ雇用されている限り無期限の在留が可能となり、実質的に永住と変わりが無いので、永住許可との明確な線引きが必要。 対象となる大学・大学院を限定すべきであり、また、一定の年収以上であることを要件とすべきである。 配偶者や子を扶養できず、長期にわたって日本の社会保障制度の負担となる可能性にどうやって対処するのか。	本件対象者については、高い日本語能力(語学力)を活かしたコミュニケーション能力と、大学で学んだ知識を併せ活用していただくものであり、既存の就労資格と同様、専門的・技術的分野の外国人として受け入れるものです。 在留期間の更新の回数に上限はありませんが、他の就労資格と同様、更新の度に在留状況等を確認し、在留期間の更新を相当と認めるときに限り許可をすることになりますので、無条件に在留が許可されるものではありません。 家族の滞在についても同様ですが、扶養能力がない場合は、家族の滞在は認められません。 その他御意見については、今後の参考とさせていただきます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
6	<p>今回の「特定活動の告示の改正」は、その日本企業の人材育成に合致しており、企業と外国人留学生の双方にとって就職の機会が大幅に増大することが期待され、歓迎されるべきものである。</p>	<p>改正の趣旨を踏まえ、適正な運用に努めてまいります。</p>
7	<p>人材確保ならまず邦人の活用を第一とすべきであり、日本人の大卒者の育成の余地がある。そもそも国内の産業基盤確保を外国人に頼る精神がおかしい。 また、日本人で外国語に精通している人材も豊富であり、他国の人間を不要に増やす政策は断固として反対する。</p>	<p>本施策は、我が国経済社会の活性化が期待される優秀な留学生の定着促進を図るものであり、外国人を不必要に受け入れようとするものではありません。</p>
8	<p>中小企業、小規模企業等、地方の企業等が指定を受けやすくなるような基準を設定すべき。 都市部に人材が偏ることなく、地方の需要が満たされるような施策、運用を行うべき。</p>	<p>御意見は、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
9	<p>大学院は、大学と比較して審査基準が緩いため、対象とするのには、不安を覚える。</p>	<p>本邦の大学、大学院を卒業した留学生については、専門的知識に加えて、高い日本語能力を有していることから、専門的・技術的分野の外国人と評価することが可能であり、今般の措置の対象としているものです。</p>
10	<p>コンビニエンスストアにおいては、本改正で経営状況改善の利得を享受することは困難である。 加盟店の経営状況を改善する法改正としていただくためには、本邦の専門学校を卒業し専門士の称号を取得した外国人へも緩和してもらいたい。</p>	<p>本件は、「経営状況の改善」のための施策ではなく、留学生の就職支援としての施策です。 また、大学は学校教育法上、その設置目的を、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、また、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとされています（学校教育法第83条第1項及び第2項）。 こういった大学の性格も踏まえ、本邦の大学等を卒業した優秀な外国人材の定着を図るための施策であるため、大学(大学院)卒業生を対象にしたものです。</p>
11	<p>「非漢字圏」出身の留学生にとっては、N1の取得は大きな壁であり、「高い日本語能力」の有無の判断基準について、「日本語能力試験」のみならず、「ビジネス日本語能力テスト(BJT)」の点数も判断要素に加えるきではないか。その点数は、高度専門職で使用している480点ではなく、420点にしてもらいたい。</p>	<p>日本語能力を測る指標については、ガイドラインで示すこととし、対象となる試験の拡大については、今後の検討とします。</p>

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
12	<p>外国人留学生の日本国内における就職の機会を拡大するためであれば、「特定活動」の在留資格の運用拡大という便宜的手法ではなく、高度人材として位置づけられる在留資格、例えば、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の運用拡大で行うべき。</p> <p>「特定活動」の在留資格で認められている活動は、ワーキングホリデー、インターンシップ、就職活動継続中の大学生といった短期の滞在を認めるものが多く、これらと同列に位置付けられてしまうと、採用されても短期の雇用になりかねず、優秀な高度人材が日本に定着してその能力を十分に発揮し、様々な貢献を果たすことにつながらないおそれがある。</p>	<p>留学生の就職先、活動内容については、その分野や業種、活動内容が多岐に渡ることが想定され、現時点において、活動内容をあらかじめ類型化して在留資格として創設することが困難であることから、より柔軟な対応が可能である「特定活動」の在留資格として、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動としたものです。</p>
13	<p>人手不足により、小売業界でも留学生を雇用する機会が増えていますが、彼らは大変真面目で優秀な方が多い。</p> <p>非常に勤勉でコミュニケーション能力も高く、また増加する訪日外国人の対応としても即戦力となっているため重要な戦力となっている。留学生の一部は卒業後も働くことを希望しているが現状の在留資格では小売業界で働くことは難しくお断りするしかない。優秀な学生の確保をするためにも、是非施行をお願いしたい。</p>	<p>改正の趣旨を踏まえ、適正な運用に努めてまいります。</p>
14	<p>外国人材の雇用に意欲を示している企業がビザの取りづらさに戸惑っていて、断念している企業も多くいるので、特定活動での規制緩和ができれば、外国人だけでなく、少子高齢化により労働人口の減少を懸念している企業にもよい施策になるので、規制緩和を推進してもらいたい。</p>	<p>改正の趣旨を踏まえ、適正な運用に努めてまいります。</p>
15	<p>日本国民としては、「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。」という条件については承服できない。「同等額以上」から「同等(額)」に訂正すべきである。</p>	<p>本基準は、外国人であることを理由として低賃金で就労させることは認めないという趣旨の基準です。</p>
16	<p>「常勤」について、現況の労働市場では非常勤、有期雇用、契約、派遣等の多様な働き方(雇用契約)が実存していることから、「常勤」に限定することは不要と考える。</p>	<p>本基準は、外国人が本邦で安定的・継続的に就労する上で必要と考え設けたものです。</p>
17	<p>クールジャパン分野の受入れについても検討してほしい。</p>	<p>クールジャパン分野における留学生の就職支援については、別途検討を進めてまいります。</p>
18	<p>外国人スタッフもコンビニでバイトしているうちに、就職したい気持ちがあっても、ビザの問題で就職を断念するしかない事実がある。日本で働く外国人の一人として、新しい種類のビザを作り、外国人が日本で就職しやすいようにしていただきたい。</p>	<p>改正の趣旨を踏まえ、適正な運用に努めてまいります。</p>